医薬品の分類と販売規制・国民リテラシーの関係について

医療用医薬品

オンライン服薬指導可

1

処方箋医薬品

2)

①以外の 医療用 医薬品 医薬品※

スイッチ化

対面販売 (オンライン服薬指導不可)

要指導

※ 現行は一定期間経過 後に自動的にOTC化。 OTC化せずに留まる 制度を検討中。

第1類

ネット販売可

一般用医薬品

第2類

(指定第2類を含む。) ネット販売可

第3類

ネット販売可

- ●セルフメディケーションの前提(考慮要素)
- ・モノの性質(副作用のリスク)に応じた分類
- ・モノの特性(依存性・過量服薬等)に応じた対策
- ・用法用量を守る等の適正使用がリスク管理に重要なため、国民 が適切な選択ができるよう専門家が関与する。

医療の枠組み

規制・専門家の関与

医師が問診や検査結果等から診断し、治療方針を 定め、薬剤師の関与の下、適切な薬物療法等を行う ことで疾病等を治療する。

【具体的な専門家の関与】

- ・医師による診断、処方、処方箋の発行、療養指導
- ・薬剤師による調剤、情報提供・服薬指導(フォローアップを含む。)、相談対応 など

求められる国民のリテラシー

医師・薬剤師の指示通りに医薬品を服用する。

国民の選択

規制・専門家の関与

国民自らが医薬品を選択し使用する際に、薬剤師・登録販売者が関与し、適正使用を確保する。

【具体的な専門家の関与】

・購入時の薬剤師・登録販売者による使用者の状況確認、必要な情報提供、 相談対応 など

求められる国民のリテラシー

適正使用の確保のため、自ら医薬品のリスク等を理解するとと もに、必要な注意や管理を適切に行う。

【留意点】

- ・表示、薬剤師・登録販売者の指示に従い服用する。
- ・自覚症状により、服薬の開始・中止等を自ら判断。改善しない場合は医療 機関を受診する等専門家の助言を求める。